

○羽村市難病患者福祉手当条例

昭和57年3月15日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、特殊疾病にり患している者に難病患者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、これらり患者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(支給要件)

第2条 手当は、羽村市の区域内に住所を有する者で、規則で定める特殊疾病にり患した者（以下「難病患者」という。）に対し支給する。

2 前項の規定にかかわらず、難病患者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当を支給しない。

(1) 難病患者（20歳未満の場合は、その者の扶養義務者）の前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、前々年の所得とする。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。

(2) 羽村市心身障害者福祉手当条例（昭和48年条例第33号）に基づく心身障害者福祉手当の支給を受けているとき。

(3) 規則で定める施設に入所しているとき。

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国を促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けているとき。

3 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(手当の額)

第3条 手当は、月を単位として支給し、その額は、1月につき7,500円とする。

(受給資格の認定)

第4条 手当を受けようとする者は、市長に申請し、受給資格の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

(支給期間)

第5条 手当は、認定の申請をした日の属する月から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める月から支給する。

(1) 災害その他やむを得ない事由により、認定の申請をすることができなかつた場合において、

当該事由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、当該事由により認定の申請をすること
ができなかつた日の属する月

(2) 認定の申請をした日の属する月について、他の市区町村において、この条例による手当と
同種の手当が支給される場合は、当該同種の手当が支給される月の翌月
(支払時期)

第6条 手当は、毎年4月、8月及び12月の3期にそれぞれ前月までの分を支払う。ただし、市長
が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(受給資格の消滅)

第7条 受給資格は、第4条の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれか
に該当するにいたつたときは、消滅する。

(1) 死亡したとき。
(2) 第2条に規定する支給要件を備えなくなつたとき。
(3) 手当を辞退したとき。

(手当の返還)

第8条 偽りその他不正の手段により、手当を受けた者があるときは、市長は、その者に係る認定
の取消しをし、当該手当を返還させることができる。

(届出)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なけれ
ばならない。

(1) 第7条第2号及び第3号の規定に該当したとき。
(2) 住所又は氏名を変更したとき。
(3) 市長が特に必要と認めた事項に該当したとき。

(状況調査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、受給者の受給資格について、調査を行うことができる。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。